

令和6年度第1回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和6年8月19日(月)

午前10時00分から

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 地域福祉計画の進捗状況及び評価表(令和5年度実績報告)
- (2) 重層的支援体制の整備について
- (3) 次回日程について

3 配布資料

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市地域福祉推進委員会
配布資料一覧

	資料 No.	資料名	備考
第1回 (8月19日)	1	地域福祉計画 進捗状況調査表(R5実績)	事前配布
	2	重層的支援体制整備事業 全体像等について	
	3	重層的支援体制整備事業 全体像例	
	4	重層的支援体制整備事業 実施計画骨子案	
	—		当日配布

地域福祉計画の進捗状況及び評価表
(令和5年度実績報告)

令和6年8月
福祉保健部地域福祉課

【事業評価の評価基準】

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に次年度に向けての課題、検討内容について記載する。
可能であれば次期(第3期)保健福祉総合計画の方向性と整合を図る。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	福祉を支える基盤の整備
施策(1)	暮らしやすいまちづくり
施策(2)	移動支援の充実

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【事業No.1】ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉課	小金井市まちづくり条例及び関係要綱・要領等に基づき、適切に対応している。	A	A	今後も法令等に基づき適切に対応していく。また、東京都から提供されるユニバーサルデザインのまちづくりに関する情報の庁内共有や庁外への情報発信を行うことで、事業の周知・推進を図っていく。
	② 【事業No.2】施設のバリアフリー化の推進	地域福祉課	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。	A	A	バリアフリー化、福祉のまちづくりにつなげるため、他課の協力を得ながら、引き続き都条例の届出対応を行っていく。
(2)	① 【事業No.3】CoCoバスの利便性向上	交通対策課	令和5年4月から再編運行を開始し、一部ルートを変更して公共交通不便地域を縮小し、利便性の向上を図れた。また、基本運賃は値上げしたものの、交通弱者に対しては割引制度を導入し、高齢者は100円に据え置き、障害者は基本運賃の半額90円としたことで、利用しやすい環境を整えた。	A	A	CoCoバス運行ガイドラインに基づき、持続可能な運行に向けた定期的な評価を行い、必要に応じて変化に即した運行の見直しを検討し、地域の移動手段確保する。
	② 【事業No.4】移送サービスへの支援	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等への経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	A	A	利用実績については近年一定水準で推移しているものと認識している。この事業については各NPO法人等によって適切にサービスを実施しており、今後も引き続きNPO法人等への経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図る。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	【事業No.5】自主防災組織の育成	地域安全課	<p>今年度も総合防災訓練や総合水防訓練、また、自主防災組織向けの防災講習会の開催に加え、学校や市民等が実施する出前講座や防災イベント等に参加し、防災に関する講座や備蓄資機材の展示・説明等を行うことで、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図った。</p> <p>特に、総合防災訓練については、東京農工大学での開催により学生の参加も促せたことに加え、訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行った結果、例年よりも一般参加者が増加し、一定の効果が見られた。</p> <p>自主防災組織の育成については、引き続き各組織に対して補助金交付による支援等を実施したほか、令和5年10月4日付けで梶野町防災会が新たに結成され、地域防災力の強化に繋げることができた。</p>	A	A	<p>出前講座や訓練等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演や防災用資機材の展示等を行うことで、防災知識の浸透と防災意識の向上を図る。</p> <p>総合防災訓練については、令和6年9月1日に市立南中学校で開催予定であるため、自主防災組織に対して訓練参加の呼びかけを行うとともに、周知方法の工夫等により、子育て世代などより幅広い市民の参加を促し、地域防災力の向上を図る。</p> <p>自主防災組織の育成については、引き続き各組織への補助金交付により支援を行うとともに、未結成地域に対して引き続き助言、資料の提供等を行っていく。</p>
	②	【事業No.6】地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	地域安全課	<p>例年、警察と連携して実施している防犯講習会や防犯協会主催の全国地域安全運動市民のつどい等を4年ぶりに開催し、防犯意識の啓発を行った。</p> <p>市政だよりにて、防犯資機材の支給に関する広報を行い、前年度より多くの防犯資機材を地域団体に支給し、地域の見守り活動を促した。</p> <p>高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象:概ね65歳以上の世帯)を行った。平成27年度から実施し、令和5年度末までに累計990台を貸与した。</p>	B	B	<p>防犯講習会等を開催し、積極的に防犯意識の啓発を行う。</p> <p>地域団体と連携を図り、防犯資機材の支給事業を活用した子供の見守り活動等を促進する。</p> <p>警察と連携し、自動通話録音機の貸与を継続して行い、多発する振り込め詐欺の未然防止に努める。</p> <p>市民が犯罪にまきこまれないよう、安全・安心メールや市報、ホームページ等で積極的に情報発信を行っていく。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	【事業No.7】災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	地域福祉課	<p>例年、避難行動要支援者名簿登録新規対象となる方に対して民生委員に訪問調査をしていただくなど、避難行動要支援者名簿の更新を行っている。</p> <p>令和5年度に関しては、郵送又はポスティングによる調査を実施した。(新規登録者99名:名簿登録者数1,427人(令和5年度末時点))</p> <p>名簿は行政、民生委員、警察署、消防署と共有し、適切な管理に努めた。</p> <p>※ 令和5年度末時点の登録対象となる方(登録要件に該当する方のシステム上の統計値)の内、名簿登録者数の割合は12%程度となります。</p>	B	B	<p>前年度と同様に郵送、ポスティングを中心に避難行動要支援者名簿の新規対象となる方に対する調査を実施する。</p> <p>災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿掲載者の「個別避難計画」の策定が努力義務となったことを受け、避難行動要支援者名簿登録者のうち、優先度が高いと判断される方に対して、福祉専門職の協力により作成提案を行う。</p>
		健康課	<p>7月に在宅人工呼吸器使用者災害時支援対策会議を開催し、情報共有及び今後の対応について協議した。対象者は難病患者で新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、優先順位をつけて対応することにした。優先順位に基づき訪問するケース、電話にて聞き取りするケースに分け計画更新を行った。</p>	B	B	<p>昨年同様、保健所および関係各課と会議を開催し、情報共有を行う。会議にて計画更新のための年間計画を立て、徐々に新様式への移行を進めていく。</p> <p>【感染症対応】</p> <p>対象者は感染症のリスクを危惧しているため、優先順位をつけて対応する。訪問者を絞り複数回に分けての訪問、電話での計画更新等、訪問以外の方法でも状況確認を行う。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	【事業No.8】保健福祉教育の充実	指導室	発達段階に応じて、地域の高齢者や障害のある方との交流や点字体験や車いす体験等の福祉体験学習、「すべての人が幸せにくらせる『まち』を作るためのハンドブック」を活用した授業に取り組み、保健福祉教育の充実を図った。	A	A	引き続き、交流活動や福祉体験、「すべての人が幸せにくらせる『まち』を作るためのハンドブック」を活用した授業など、発達段階に応じた学習活動を行うことで、健康福祉教育の充実を図る。
	②	【事業No.9】市民に対する啓発活動の推進	介護福祉課 広報秘書課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症サポーター養成講座を通年で開催した。(全21回実施、662人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元氣サミットin小金井」については、延べ234人の参加があった。 令和5年度は、小金井 宮地楽器ホール小ホールで人権講座を2年ぶりに開催するとともに、人権啓発物品を配布し人権啓発に努めた。 内容は、講師に昭和大学大学院保健医療学研究科准教授・昭和大学附属病院内学級担当の副島賢和さんを招き、『こころの言葉が言葉になる「あのね、ほんとうはね」～院内学級のこどもたちが教えてくれた大切なこと～』をテーマに講演を行った。(参加者102人)	A	A	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。認知症キッズサポーター養成講座の受入先増加へ向けた調整を行う。 今後も補助事業を活用し継続して実施する中、実施内容を時代のニーズに即したテーマを選定することにより、人権意識の普及啓発を図る。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2) ①	【事業No.10】権利擁護事業の推進	地域福祉課	市民後見人の育成のため、市民後見人養成講座や市民後見人フォローアップ講習を実施しており、令和5年度は養成講習受講者数は延べ53人となった。	A	A	<p>成年後見制度の利用が必要な方に対し自分らしく地域で生活をしていくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し総合的かつ計画的に推進していくことができるよう進めていく。</p> <p>市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。</p>
		自立生活支援課	知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口パンフレットを設置し、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、さらに必要な場合は市権利擁護センター(社会福祉協議会)窓口にお繋ぎすることにより、成年後見制度についての周知を図っている。	A	A	引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。
		介護福祉課	親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立を行い、後見人をつけ高齢者の権利擁護を支援した。また、市長申立を行った者の中で後見人等へ報酬支払いが困難な者に対しては助成を行った。	A	A	引き続き、必要な方への支援を行っていく。また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	②	地域福祉課	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら年間12,160件(延べ件数)の相談・援助を行っている。(10,877件/R4年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	B	A	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。
	③	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めており、実際に迅速に対応できる体制を整備できた。	A	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。また、通報後も迅速に対応できる体制を維持していく。
	③	介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。また、高齢者虐待の防止等を図るため、市民や関係機関に対し普及啓発を行った。	A	A	関係機関と情報共有する等ネットワークの強化に努める。また、介護事業者等関係機関に対し、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(3)	①	【事業No.13】福祉サービス苦情調整委員制度の周知	地域福祉課 福祉サービス苦情調整委員制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。また、苦情ゼロを目指して、福祉部門等の職員に対し、委員が講師となって窓口対応研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(R4・11件、R5・12件)	A	A	制度の内容や運営状況について、引き続き、市報やホームページに掲載し周知を図る。また、苦情処理の流れを示したリーフレットを、庁内窓口や市の施設に設置し周知を図る。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。
	②	【事業No.14】福祉サービス第三者評価システムの普及	地域福祉課 令和5年度は、21団体の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 市報・ホームページにおける広報をするなど周知を図った。	B	A	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。今後とも対象事業者に適切に第三者評価の受審経費を補助していく。
		自立生活支援課	小金井市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱及び小金井市児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱により、対象事業者に第三者評価の受審経費を補助している。	A	A	今後も対象事業者に第三者評価の受審経費を補助することで、適正で安定的な事業運営を支援する。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
③	【事業No.15】 サービス事業者 の指導強化	地域福祉課	社会福祉法第56条に基づき指導検査を実施(社会福祉協議会及び障がい者通所施設2か所)した。	B	B	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている5法人に対して指導監督を行っていく。(指導検査は年に1~2法人実施予定)
		自立生活支援課	障害者総合支援法第10条等に基づき、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を4件を実施した。	A	A	今後も継続して指導検査が行えるよう、検査体制や実施効果についても検討していく。
		介護福祉課	介護保険事業所に対して指導検査を9件実施した。指導検査に当たっては東京都福祉保健財団から専門知識のある職員の派遣を依頼できる場合には依頼し、多角的な視点で実施することができた。 (居宅介護支援2件、地域密着型通所介護4件、介護予防支援3件)	A	A	各事業所が法令、各種基準に準拠した運営を行っているかを確認するため、引き続き指導検査を実施していく。また、制度改正に伴う変更点については、積極的に各事業所に情報共有を行いフォローを行う。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【事業No.16】情報提供の充実	自立生活支援課	障がいのある方が利用可能な庁内外の各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」を作成している。各種情報をホームページに掲載する一方で、窓口にも設置して情報提供をしている。	B	B	制度改正等に対応し、「障がい者福祉のてびき」の適宜改訂を行う等、今後も最新の情報を反映していく。また、市民が情報を入手しやすくなるように、紙面の変更など更なる配慮に努める。
		介護福祉課	介護保険サービスを適切に利用するための冊子を作成し、市窓口や地域包括支援センターで配布した。また、市ホームページにおいて介護保険制度に関する市民向けの制度案内を充実させた。	A	A	引き続きガイドブックの配布や市ホームページの掲載等を通じて、介護保険制度の周知を行う。
	② 【事業No.17】各種手当制度の周知	自立生活支援課	各種手当制度の案内を市報や市HP、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、新しい情報を提供しよう努めている。また、来庁した市民に対しては、その方の障害の状況に合わせて適切な手当の制度説明を行い、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携にも努めている。	B	B	引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実に努める。
		介護福祉課	市報、納入通知書及びホームページに、介護保険料減免に関するお知らせを掲載し、市民への周知を行った。	A	A	引き続き、市報、納入通知書及びホームページでの減免制度に関するお知らせの掲載を継続する。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	①	【事業No.18】福祉マップの見直し	自立生活支援課	平成28年度2月に福祉施設のマップとして「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」の作成を行ったが、障がい福祉サービスを提供する事業所数や市内の街並みが変わっていたことから、令和5年度に更新を行い冊子を作成した。	D	A	今後も街並みに対応したマップを作成できるように検討し、定期的に改訂を行っていく予定である。
	②	【事業No.19】情報提供のユニバーサルデザインの推進	広報秘書課	市報こがねいについては、引き続き、音訳版を作成し市ホームページへの掲載と希望者への送付を行っている。また、ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めている。	B	B	市報こがねいについては、レイアウトを工夫するなど、引き続き見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	【事業No.20】民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課	令和5年度は、3名の民生委員児童委員が退任され、6名の新任民生委員児童委員を委嘱した。 コロナ禍前の活動が徐々に実施できるようになり、会議や行事(学校訪問等)等、実施した民生委員児童委員の活動に対し、支援を行った。	B	B	引き続き、民生委員児童委員の欠員補充に注力するとともに、例年どおりの活動が実施できるようになり、民生委員児童委員への負担が大きくなることが想定されることから、事業実施方法の変更や工夫等について、提案し支援を行う。
	②	【事業No.21】町会・自治会活動への支援	広報秘書課	町会・自治会の加入促進のちらしを第二庁舎入口付近及び市民課において、掲示している。また、市報こがねい5月15日号の1面に町会・自治会加入促進の記事を掲載したことで市民からの反響があった。また、東京都の出火防止対策促進事業の一環で町会加入案内チラシをポスティングした。 加入希望者への情報提供や町会・自治会連絡会の開催、市政だよりの配布、東京都の補助事業等の情報提供を行った。	B	B	引き続き加入促進に向けた、様々な周知媒体の活用を検討する。
	③	【事業No.22】身近な相談体制の充実	介護福祉課	身近な相談先として地域包括支援センターの周知を行うとともに、相談時には高齢者の状況等丁寧に聞き取り、状況に応じ関係機関につないだり、関係機関と連携し、課題解決に向け支援を行った。	B	B	引き続き、身近な相談先として周知を行うとともに、関係機関等と連携し相談体制の充実を図っていく。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	①	【事業No.23】 【新規】 福祉相談窓口 の整備	地域福祉課	令和5年度は相談支援包括化推進員(地区担当)1名を増員した。令和5年度の新規受付人数(自立相談支援事業を含む)は407人、相談内容別で最も多いのは「収入・生活費」(延べ163件)に関する相談、次いで「住まい」(延べ129件)、「病気、健康、障がい」(延べ75件)の順。制度の谷間にある問題とされてきた「ひきこもり・不登校」の相談は延べ6件となった。 令和5年度は福祉総合相談窓口の案内チラシ及び市ホームページをリニューアルし啓発強化に努めた。	B	A	制度の谷間にある問題、複雑・複合的な課題、社会的排除の問題などを含め、相談や支援につなげていない人に対するアプローチ、また、地域づくり等の課題に対して、地域全体における重層的支援体制の整備を目指した検討を進める。
		【事業No.24】相談支援体制の充実	地域福祉課	自ら相談に行くことが困難なケース等、既存の制度では対応できないニーズに対する支援の検討、地域全体で包括的な相談支援体制を構築するための検討を行った。	A	B	重層的支援体制の整備を目指した検討を進める。
	②		自立生活支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。また、事業所間の連絡会を開催し、より一層の連携を深めることができた。	A	A	連絡会の開催などで各相談窓口との連携を一層密にし、困難事例の解決事例の共有などでノウハウを蓄えてより良い対応につながるよう改善していく。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	セーフティネットの機能強化
施策(1)	生活困難者への支援強化
施策(2)	生活保障の推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【事業No.25】 【新規】 地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	地域福祉課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携強化を図るとともに、福祉総合相談窓口において複合的課題解決に向けた取り組みを行った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた連携強化を図っていくとともに、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた新たな支援体制の構築を図る。
	② 【事業No.26】 【新規】 生活困窮者の自立支援の推進	地域福祉課	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常生活を取り戻しつつある中で、相談件数は減少傾向となったが、昨年から継続して、関係機関等と連携しながら、複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた連携強化を図っていくとともに、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた新たな支援体制の構築を図る。
	① 【事業No.27】生活保護制度の適正な運用	地域福祉課	法令に基づき生活保護費を確実に支給するとともに、困窮世帯の生計維持、自立助長に資するよう様々な相談業務、各関係機関との連携等を実施した。また、就労支等所事業を実施し自立助長に向けた支援を実施した。	B	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向も注視し、就労支援相談等自立支援プログラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。 訪問活動の充実、促進により、世帯状況の把握、必要な支援について把握し、就労支援等被保護者に対して自立助長へ向けた支援を行う。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	セーフティネットの機能強化
施策(1)	生活困難者への支援強化
施策(2)	生活保障の推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	②	【事業No.28】路上生活者への自立支援	地域福祉課	年2回東京都と連携し路上生活者概数調査を実施している。市が所管する公園等を対象に実施したが路上生活者は確認されなかったが相談においては居所がない路上生活者の来所、申請もあり、生活歴等を聴取した上で居所の確保等速やかな支援を行った。また調査時以外は該当の可能性のある者からの相談については福祉総合相談窓口との連携により適切に対処している。	B	B	概数調査は引き続き実施する。福祉総合相談窓口等との連携により対象者を把握し、申請、相談があった場合は緊急一時的な住居確保等の生活支援を速やかに実施する。生活保護の受給が開始された場合は個々の生活状況を経過的に注視し、医療との連携により必要な治療、健康管理の支援、就労相談等への連携、支援を行う。また一般の賃貸住宅への転居への支援を行い生活の安定に向けた支援を実施する。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【事業No.29】ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	地域福祉課(社会福祉協議会)	各種ボランティア養成講座(精神保健福祉ボランティア養成講座、療法的音楽ボランティア養成講座、地域福祉ファシリテーター養成講座)や夏のボランティア体験等の事業を通して市民の方のボランティア・市民活動の場の提供を行った。	B	B	今後も各種ボランティア養成講座(精神保健福祉ボランティア養成講座、療法的音楽ボランティア養成講座、地域福祉ファシリテーター養成講座)の開催に加え、新たな講座を検討し多様化するニーズに応えられるよう努めていく。
	② 【事業No.30】多様な人材の地域活動への参加促進	関係各課(社会福祉協議会)	市内の小中学校への福祉教育の実施を通して若い世代へ福祉について触れてもらい困りごとを抱えた方々への対応を学んでいただく環境づくりを行った。また、例年福祉教育では、車椅子の体験や視力障がいの方の講話であったが、令和5年度より精神障がいの理解促進を学ぶ機会も追加した。	B	B	今後も市内の小中学校への福祉教育の実施などを通して幅広い世代に福祉に触れていただく機会を設けていく。また、既存の福祉教育以外の新たな内容も学校側に提案していく。
		自立生活支援課	障がい者福祉についての関心・理解を深めていただくとともに、社会参加の促進のために、12月初旬に障害者週間において、イベントなどを行っている。 令和5年度はデフリンピック講演会を行い、講演の他、クイズや手話体験を行った。 市役所第二庁舎風除室(エントランス)やイトーヨーカドー武蔵小金井店において、福祉売店を実施し当事者が売り子として参加することで、交流の場を作ることができた。	A	A	これからも障害者週間のイベントの開催などをはじめとし、交流の場の確保に努めていきたい。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 【事業No.31】世代間交流の促進	介護福祉課	おとしより入浴事業は、7事業を実施し、計759人(高齢者622人、小学生以下137人)が参加し、世代間交流を図ることが出来た。 敬老事業として、従来の敬老会の名称をシニア元気フェスタに変更した上、市民交流センター大ホールを利用して式典と演芸を午前、午後の2回行った。	A	A	引き続き世代間交流の促進を高齢者にもメリットのある形で推進して参りたい。 おとしより入浴事業としては、例年同様7事業の予定で実施する。また、シニア元気フェスタは、前年度と同様に市民交流センター大ホールを利用して、式典と演芸を午前、午後の2回実施を予定する。
		指導室	総合的な学習の時間や各教科の学習の中で、地域の高齢者や障害のある人との交流活動、点字体験等の福祉体験学習などの取組を行った。	A	A	引き続き、学習や学校行事等において、地域の高齢者の方や障害のある方との交流活動を取り入れていく。
	② 【事業No.32】 【新規】 多様な市民が交流できる場の構築	公民館	青年学級「みんなの会」では、障がい者を対象に生涯学習の一環として余暇活動の充実を図るとともに、ボランティアなどの活動支援者を確保するとともに、障がい者との交流の機会の確保を行っている。	B	B	今後も継続して事業運営を行い、ボランティアの育成を図り、障がいのある方と健常者が交流できる場を確保します。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	【事業No.33】地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	地域福祉課	小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、当該4市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、全11回の養成講座とフィールドワーク1回を開催し、地域福祉ファシリテーターの養成に努めた。小金井からは9名、全体で33名の参加があった。 令和5年度は市内で本を通じた居場所づくりの団体と防災のまち歩きを企画している団体が出来て活動の準備を始めている。	B	B	講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法等を工夫して講座受講者数の増加を目指す。また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。 令和5年度の実績を参考にし、令和6年度の事業展開の参考にしたい。
	②	【事業No.34】市民活動の資質向上	地域福祉課	毎年、「音楽療法ボランティア養成講座」を実施しており、令和5年度は講座を4回実施し、30名が受講した。	B	B	高齢者、子ども、障がい者などの対象を問わず、福祉活動の場において音楽レクリエーションを活用した支援への需要は高く、市内で活動する音楽療法ボランティアを養成することは地域福祉の担い手育成にも貢献する。 参加希望者を増やすためには、音楽療法に対する市民の理解を深める啓発に努めたい。
			生涯学習課	東京学芸大学との連携を継続し、ボランティアの資質向上に関する講座を対面で8講座、オンデマンドで7講座開催した。対面講座において、グループワークを行うことで受講者同士の繋がりが形成できたと好評であった。また、オンデマンド講座においては子育てをしながらや生活リズムに合わせたフレキシブルな受講ができることで好評を得た。	B	B	対面講座とオンデマンド講座の双方において講座の質を担保し、満足度の高い講座を実施していく。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
		社会福祉協議会	社協主催のイベントや各種講座の開催時に参加者の方からボランティアや市民活動に関する活動のニーズを伺い、そのニーズをもとに次年度以降の講座等を考えている。 市民活動団体の活性化につながる支援を進めるために団体交流会を開催し団体間の交流を深めた。	B	B	講座終了後の活動の場の提供が少ないので、市内の様々な機関と連携し、活動場所の開拓を推進していきたい。
①	【事業No.35】福祉専門職の資質の向上	自立生活支援課	精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修を実施した。 地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能により、障害福祉サービス事業所向けに障害者(児)移動支援従業者養成研修、障害者同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修を実施した。また、「難病の方の地域生活を支える」や「障害者の権利擁護」をテーマにウェブ上で研修を実施した。なお、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	A	A	地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能による研修は、受講者のニーズを適切に把握しながら専門職の資質向上に繋がるものを実施できるよう研修内容を精査しつつ、今後も継続する。 国や東京都の研修については、開催情報や研修の実施内容を注視し、資質向上につながる研修等が行われることを確認した場合は、関係機関に積極的に周知することで受講を促していく。
		介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催し情報提供を行い、専門職の資質の向上を促進している。また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供を行っている。	A	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	②	自立生活支援課	民間事業者より事業所開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用して、更なる福祉の充実に努めて行く必要がある。	B	B	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討を行い、不足する社会資源の確保に努めていく。
		介護福祉課	令和5年度においては、4つの民間事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結し、累計76事業者が協定に参加することとなった。	A	A	既に、様々な業界の事業者に協力をいただいておりますが、新たな協定締結事業者の獲得は難しい状況になりつつあるが、今後も、可能性のある事業者には積極的に情報提供をしつつ、当該事業に理解のある事業者との協定締結に繋げたい。
	③	地域福祉課	令和5年度については補助実績なし。	D	D	市地域福祉推進事業補助要綱の対象は同一団体への補助が2年間となっている。都地域福祉推進事業補助金の該当事業関係各課の事業実施状況等から、今後についての検討を行う。

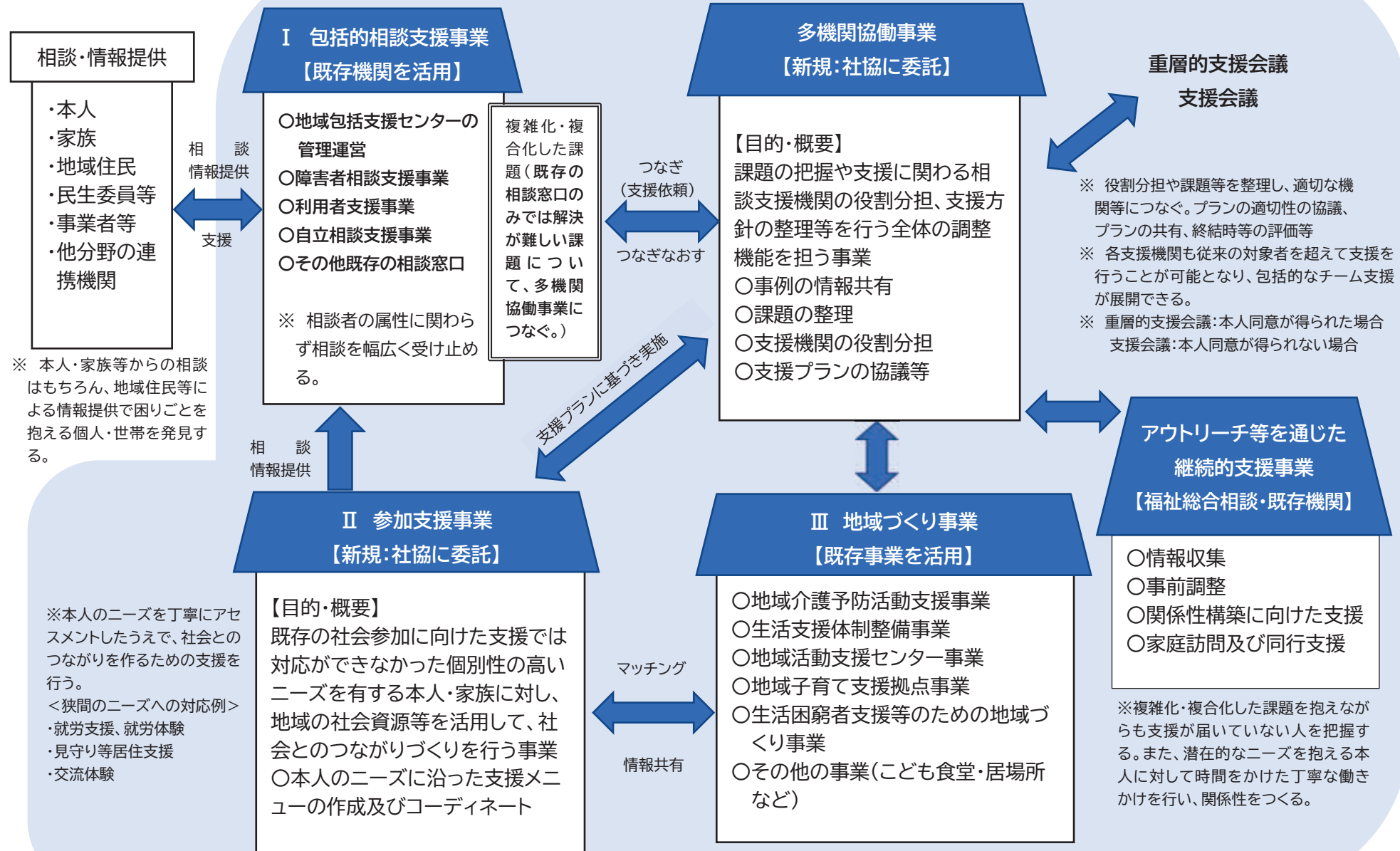
【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	多様な地域資源との連携
施策(1)	多様な主体との連携づくり
施策(2)	社会福祉協議会との連携強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績・評価理由 (令和5年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	【事業No.38】福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	自立生活支援課	障害者福祉センターの食堂等を地域の方に貸し出を行った。 福祉サービス事業所を知ってもらうために、福祉サービス事業所の商品販売のホームページを作成し周知を行った。また、福祉販売の回数を増やすことで事業所の周知の一助を担った。	B	B	これからも安全面に配慮しつつ、市民の方が集える場として開放していく。 事業所の商品等のPRを行い、地域に開かれた環境づくりを推進していく。
	②	【事業No.39】【新規】社会福祉法人等の連携強化	関係各課 (社会福祉協議会)	社会福祉法人連絡会を1回開催し、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ残るものの、地域の課題や地域公益活動に関する各法人の取組の共有を行った。	B	B	継続的に社会福祉法人連絡会を開催し、社会福祉法人間の連携はもとより、地域とのつながりをより太くしていける取り組みについて実践、研究していく。
(2)	①	【事業No.40】ボランティア・市民活動センターの機能強化	地域福祉課(社会福祉協議会)	市民活動団体リストを活用し、市内団体の情報把握や、活動に関する相談を受けた際の活動紹介先の充実に努めた。また、災害ボランティア活動に関して市総合防災訓練への参加を通して市民の方に災害ボランティアとは何か、どんなことをするのかなどの活動の紹介を毎年行っている。令和5年度は、「災害ボランティアミーティング」を開催し、様々な関係機関と連携しながらまち歩きやグループワークを行った。	B	B	継続して市民活動団体リストを活用した市内団体の情報把握や、活動に関する相談を受けた際の活動紹介先の充実に努める。 市総合防災訓練への参加や社協主催の防災イベントの開催、防災のまちあるきの開催を通して市民の方の防災意識の向上に努めていく。
	②	【事業No.41】社会福祉協議会との連携強化	地域福祉課	福祉総合相談窓口の運営、権利擁護、生活困窮等の多くの分野で連携して事業を進めることができた。 一方で、社会福祉協議会の運営基盤を強化に対する支援は不十分となった。	A	B	社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図り、共通の目的のもとさらに事業を推進していく。

小金井市における重層的支援体制整備事業の全体像

<一体的に取り組むことで小金井市における包括的支援体制の構築を目指す>



小金井市における重層的支援体制整備事業の全体像（例）

第106条の4第2項の各号		既存の対象事業等
I 相談支援	包括的相談支援	<p><法定事業></p> <p>○地域包括支援センターの運営【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井きた地域包括支援センター ・小金井みなみ地域包括支援センター ・小金井ひがし地域包括支援センター ・小金井にし地域包括支援センター <p>○障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）【障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域自立生活支援センター <p>○利用者支援事業【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター（基本型） ・保育所等入所相談支援員（特定型） ・出産・子育て応援事業（母子保健型） <p>○自立相談支援事業【困窮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター） <p><連携事業（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性総合相談（男女共同参画室） ・消費生活相談（経済課） ・教育相談（教育相談所） ・ひとり親・女性相談（子育て支援課） ・住まい探しの相談窓口（まちづくり推進課） ・自殺対策相談（各種相談窓口）
	新多機関協働事業 （支援プラン検討）	（既存事業なし）
	アウトリーチ等を通じた継続的支援	福祉総合相談窓口運営におけるアウトリーチの取組
II 参加支援	新参加支援事業	（既存事業なし）
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<p><法定事業></p> <p>○地域介護予防活動支援事業【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティア養成講座の実施 ・地域介護予防活動支援委託 ・小金井さくら体操管理委託 <p>○生活支援体制整備事業【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講座の実施 ・生活支援体制基盤整備委託 ・連携推進委託 ・生活支援コーディネーター配置委託 ・シニアのための地域とつながる応援ブック作成委託 ・介護者サポーター養成講座委託 ・生活支援ヘルパー養成講座委託 <p>○地域活動支援センター機能強化事業【障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I型（そら） ・II型（スペース楽・2） <p>○地域子育て支援拠点事業【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子遊びひろば事業（こども家庭センター） ・子育てひろば（児童館） <p>○生活困窮者支援等のための地域づくり事業【困窮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新（仮称）地域づくり支援事業 <p><連携事業（案）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂等 ・学習支援の居場所

※既存の対象事業は過年度実績を基に作成しており、事業の改廃等により今後変更があり得る。

小金井市重層的支援体制整備事業実施計画

骨子

目次

1	実施計画策定の背景・目的	7
2	計画の位置付け・期間・検討体制	7
(1)	計画の位置付け	7
(2)	計画の期間	7
(3)	検討体制	7
3	重層的支援体制整備事業の概要	8
4	重層的支援体制整備事業の実施体制	9
I	属性を問わない相談支援	9
(1)	包括的相談支援事業	9
(2)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	11
(3)	多機関協働事業（支援プランの策定）	11
II	参加支援	12
(1)	参加支援事業	12
III	地域づくりに向けた支援	13
(1)	地域づくり事業	13
5	会議体の設置・運営	16
6	連携体制及び評価・進行管理	16
(1)	庁内の連携体制	16
(2)	計画の評価及び進行管理	16